

# 申告は期限内に済ませましょう

## 所得税の確定申告

国税庁ホームページのURL  
http://www.nta.go.jp/  
伊丹税務署 ☎ (779) 6121

### 確定申告会場

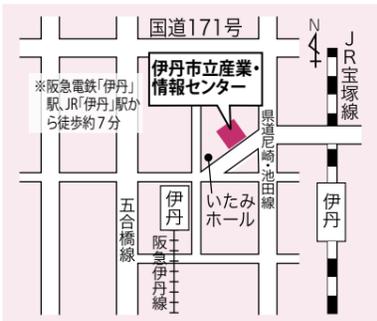
25年分の確定申告会場が2月6日(木)から3月17日(月)まで伊丹市立産業・情報センターに設けられます。会場周辺には申告会場専用の駐車場がありません。公共交通機関を利用してください。なお、昨年まで開いていた確定申告「アステ川西」会場は廃止になり

## アステ会場は廃止されました。ご注意ください

確定申告会場（会場へは公共交通機関の利用を）

| 会場            | 対象                | 日時  |
|---------------|-------------------|---|
| 伊丹市立産業・情報センター | 譲渡所得を含むすべての所得・贈与税 | 2月6日(木)～3月17日(月)<br>(土・日を除く。ただし、2月23日(日)と3月2日(日)は開設します) 午前9時～午後5時 |

※混雑の状況により、開設時間にかかわらず受け付けを締め切る場合があります。



ました。市役所7階会議室では、2月4日(火)から7日(金)午前9時～午後4時まで、作成済みの申告書などの受け付け



と用紙の交付のみを行います。申告相談などは伊丹市立産業・情報センターへ。また、2月6日(木)から3月17日(月)まで、伊丹税務署では申告会場を開設せず、作成済みの申告書などの受け付け、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。

### インターネットで作成し申告や郵送も

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）によりインターネットで提出するか、印刷して郵送してください。

申告書の控えに税務署の受

付印が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

### 確定申告が必要な人

【給与所得者】25年中の給与の収入金額が2000万円を超える人▽給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人▽給与を2カ所以上から受けている人▽事業所得、不動産貸付収入のある人、土地・建物・株式などを売った人

【事業所得、不動産所得などがある人】25年中の所得金額の合計が、所得控除（基礎控除、配偶者控除など）の合

計を超える人

【年金所得がある人】公的年金などの収入金額が40万円を超える人、または公的年金にかかる雑所得以外の所得が20万円を超える人、所得税の還付を受ける人

### 所得税の還付申告

給与所得者などで、所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は申告すれば所得税が還付されることがあります。

- ◆年末調整で、配偶者特別控除や生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人
- ◆源泉徴収されたサラリーマンで、年の中途で退職し、年末調整を受けていない人
- ◆源泉徴収された人で、「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」「雑損控除」（災害、盗難などで資産に損害を受けた場合）などを受ける人
- ◆退職所得がある人で、退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合など

### 還付申告センター

所得税の還付申告は、次の

会場でも行うことができます。

| 会場  | 開設日時<br>(土・日、祝日を除く)          |
|---|------------------------------|
| JR「北新地」駅前会場<br>(同駅東改札口すぐ<br>大阪駅前第2・第3ビル<br>間地下歩道) | 2月4日(火)～28日(金)<br>午前9時半～午後4時 |
| 宝塚会場<br>(阪急電鉄「逆瀬川」駅前<br>「アピア1」5階<br>アピアホール)       | 2月4日(火)～14日(金)<br>午前9時半～午後4時 |

### その他のお知らせ

【白色申告者の記帳・帳簿などの保存制度が変更】26年1月から、事業所得または不動産所得、山林所得の業務を行う人は、所得税申告の必要がない場合も記帳と帳簿などの保存制度の対象になりました。詳しくは国税庁ホームページまたは伊丹税務署へ。

【国外財産調書が創設されました】12月31日に、所有する国外財産の合計が5000万円を超える非永住者を除いた居住者は、国外財産調書を翌年3月15日までに

## 市・県民税の申告

提出することになりました。詳しくは国税庁ホームページまたは伊丹税務署へ。

所得税の確定申告をする人は申告の必要はありません。昨年、市・県民税の申告をした人や国民健康保険税や後期高齢者医療などの申告が必要と思われる人に対し、1月31日に申告書を発送していますので、期限までに提出してください（郵送可）。

公的年金などの収入金額が400万円以下で公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告書の提出は不要ですが、市・県民税の申告書の提出が必要になる場合があります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人で収入がない人も、保険料(料)

の軽減を受けることができるので申告をしてください。

### 申告が必要な人と受け付け場所

2月4日(火)～3月17日(月)（原則土・日曜日、祝日を除く）午前9時～午後5時半、次の場所を受け付けます。

収入があり、次の①②に該当する人は市役所2階の市民税課 ☎ (740) 1132へ。収入がなかった人は同一階の国民健康保険課 ☎ (740)

### 国保・後期高齢者医療制度の加入者は

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者で配当所得・株式譲渡所得がある場合、源泉徴収のみで納税を終わらせるか、確定申告を行うかを選択できる場合があります。源泉徴収のみの場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。しかし、確定申告を行うと合計所得金額に算入されるため、保険料(料)の算定対象となります。詳しくは国民健康保険課 ☎ (740) 1170、医療助成・年金課 ☎ (740)

### 保険税など納付済額のお知らせ

希望者に、25年1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせを送ります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は市役所1階の保険収納課 ☎ (740) 1177で、介護保険料は同一階の長寿・介護保険課 ☎ (740) 1148で登録の申し込みをしてください（市ホームページからも可）。登録済みの人には、来年度以降についても

得（未上場など）がある人で、所得税の確定申告をしなかった人▽雑損、医療費控除などを受けようとする人

◆年金・恩給などの公的年金の受給者▽公的年金などの所得以外に、家賃、配当（未上場など）、給与などの所得があった人▽社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする人

②26年1月1日現在、市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋敷がある人

送付します。申し込み時に被保険者氏名、生年月日、それぞれの保険の通知書番号、被保険者番号が必要です。

このお知らせには川西市に納付した分のみが記載されています。転出・転入した人はご注意ください。詳しくは各課へ。

### 国民年金保険料は控除の対象に

25年1月1日から12月31日の1年間に納付した国民年金保険料は、25年の所得申告時に全額社会保険料控除の対象になります。詳しくは控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570 (070) 117へ。

